

一般社団法人社会情報学会研究倫理綱領

2012年12月15日
制定

(前文)

私たち一般社団法人社会情報学会の会員は、社会情報学が社会に対して大きな影響力を持つことを認識し、社会情報学が社会に貢献し公益に寄与することを願い、社会情報学の研究、開発および実践にあたっては、適用される法令とともに、次の行動規範を遵守する。

(基本的姿勢)

会員は、学術研究の自由な遂行を保証し社会の要請に真摯に応えるため、以下のような基本的姿勢を堅持する。

- 一 真理の尊重
- 二 人間の尊厳と基本的人権の尊重
- 三 研究成果の社会への還元
- 四 研究に対する真摯で公正な態度
- 五 研究者としての自律

(研究遂行および成果発表における行動規範)

会員は、研究遂行および成果発表に際し、次の行動規範を遵守する。

- 一 研究のために収集した資料、情報・データ等について、消滅、改ざん、漏えい等を防ぐための措置を講じ、適切な期間保存することに努める。
- 二 研究環境の安全の維持と環境への負荷の軽減に努める。
- 三 研究成果のねつ造、改ざん、盗用等の不正行為をしない。
- 四 先行研究の諸成果を尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。
- 五 研究活動に実質的に関与し十分な貢献をした場合にのみ、オーサーシップが認められる。

(会員の倫理規範)

会員は、研究に際し、次の事項を遵守する。

- 一 人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に従事しない。
- 二 教育・研究活動において、文化、伝統、価値観、規範の多様性に留意し、かつこれを尊重し、また、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などにより差別的取り扱いをしない。
- 三 真理の探究に従事する者として、不正な手段により研究活動やその成果を歪曲しない。
- 四 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を自分と対等な人格として尊重し、研究活動に参加する大学院学生や学部学生等に対する不当な取り扱いや抑圧による制限などをしない。
- 五 研究者としての能力と適切な知識の水準の維持と向上をめざし、常に自己研鑽に努める。
- 六 個人情報収集して研究を行う場合には、取り扱いに十分に注意する。
- 七 ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥

当な方法で進める。

八 国際的、国内的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学会の諸規程を遵守する。

九 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。

一〇 自らの研究活動、研究計画、研究目的及び進捗状況について社会への説明に努める。

(研究費に関する行動規範)

会員は、研究費に関して、次の事項を遵守する。

一 研究費の多くが公的資金から提供されていることに鑑み、研究費を適正かつ効率的に運用する。

二 交付された研究費を当該研究以外の目的に流用しない。

三 研究費の使途を定めた法令、当該研究費の使用規程、本学会の規程等を遵守し、その使途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後、適切に説明責任を果たせるように努める。

附 則

1. この綱領は、2012年2月28日に遡及して施行する。